

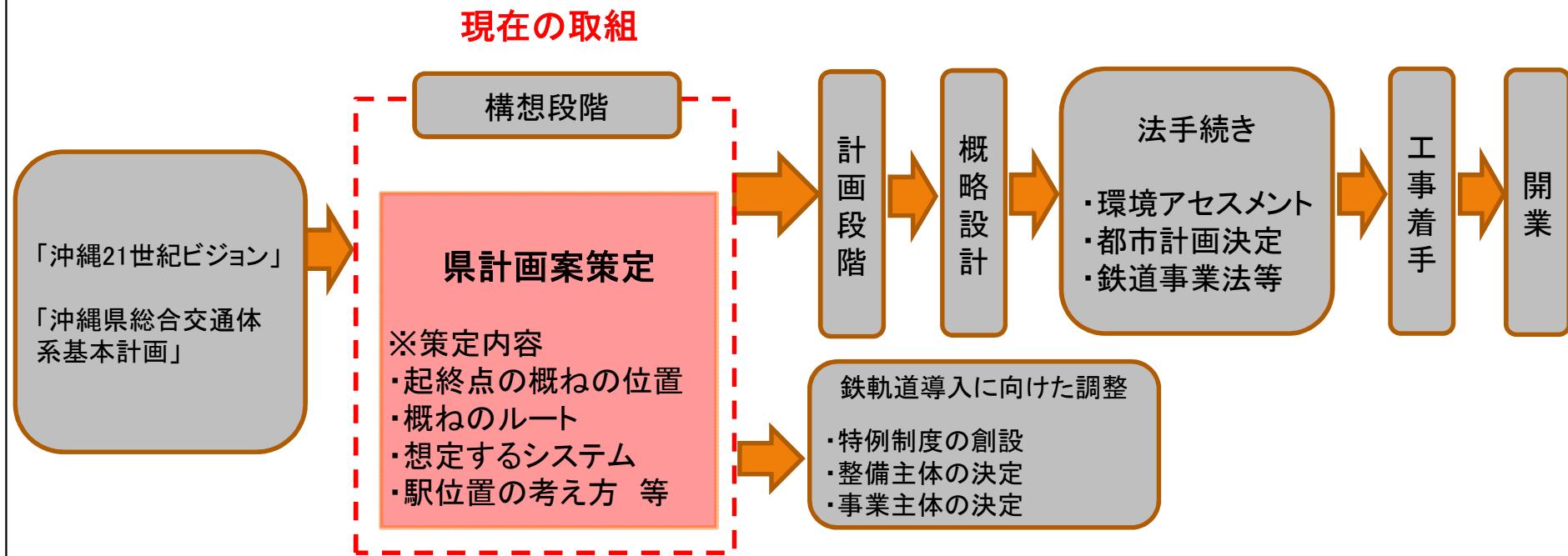
構想段階から工事着手までの各段階の役割及び
構想段階における今後の検討の進め方について

平成29年7月31日
沖縄県

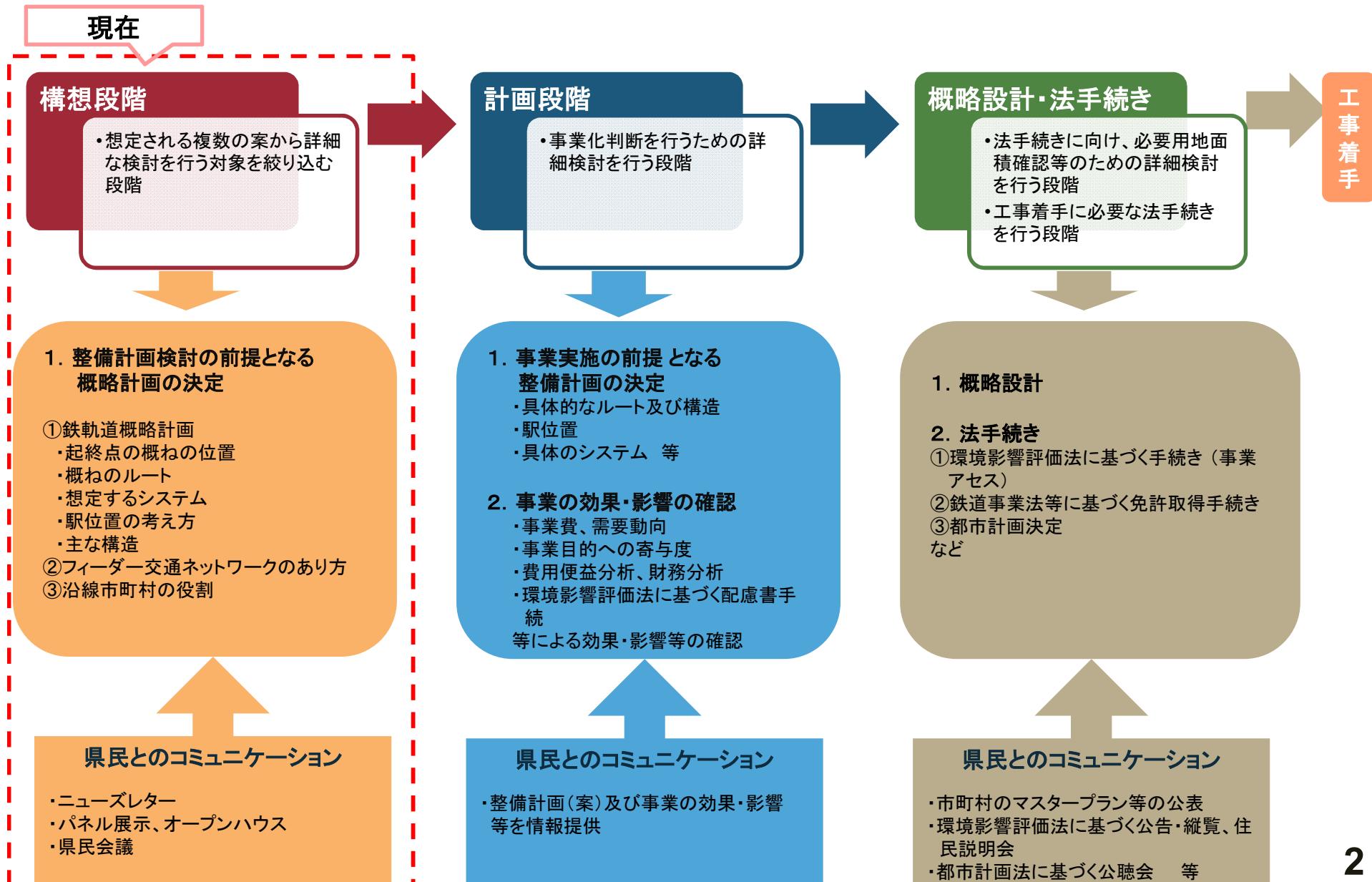
1 鉄軌道導入に向けた検討の流れ

H26年10月より、県の計画案づくりをスタート

- ・県計画案策定は概略的な計画検討を行う段階（構想段階）
- ・計画案策定後は、具体的な駅位置等について検討を行う「計画段階」へ移行



2 各段階における検討・確認事項



3 各段階における役割

【構想段階】(計画段階で詳細な検討を行うための案を絞り込む段階)

- ・課題解決及び将来像実現に向けよりよい計画を策定するためには、複数の案を設定し、幅広い視点で比較・検討を行うことが求められるが、全案を同時に詳細に検証することは、時間や費用等の面で非効率である。
- ・こうした状況を避けるために、構想段階は、幅広に複数の案について概略的な検討を行い、詳細検討を行う計画段階の検討の対象(概ねのルート等の基本的方針)を絞り込むのが役割となっている。
- ・構想段階は、概ねのルート等概略計画を検討する段階であり、具体的な箇所等現場の状況等を詳細に把握し検討を行うことが困難であることから、複数案の評価にあたっては、絶対評価ではなく、同一条件を設定し、各案の比較優位性を中心に確認するものとする。
- ・また、構想段階は、公益的な観点から計画の必要性や計画の基本的方針に関する議論を行う段階であることから、県民等とコミュニケーションを図りながらよりよい案を選定していくことが重要である。



【計画段階】(事業化判断を行うための詳細検討を行う段階)

- ・計画段階では、構想段階で絞り込まれた案について、具体的なルートや駅位置、駅数、システムについて検討を行い整備計画を決定し、同計画に基づき、事業費や費用便益分析等について詳細に検討を行い、その結果を踏まえ都市計画法や環境影響評価法等に基づく法手続きに進むことが適切かを評価することになる。



【計画段階後手続き等】(工事着手に必要な法手続き等を行う段階)

- ・計画段階後は、工事着手の前提となる環境への影響や都市計画との整合等を確認するための手続きや鉄道事業等の免許取得に向けた手続きを行っていくことになる。

4 構想段階のステップ4以降における検討事項

【ステップ4】



検討事項

- ・評価項目に基づく複数案の比較評価
- ・駅位置の考え方

その他構想段階（概略計画）における計画案策定事項

- ・フィーダー交通ネットワークのあり方
- ・鉄軌道導入にあたり求められる取組（沿線市町村の役割 等）
 - 駅を考慮したまちづくり計画の検討
 - 自動車交通から公共交通転換への取組実施 等

【ステップ5】



検討事項

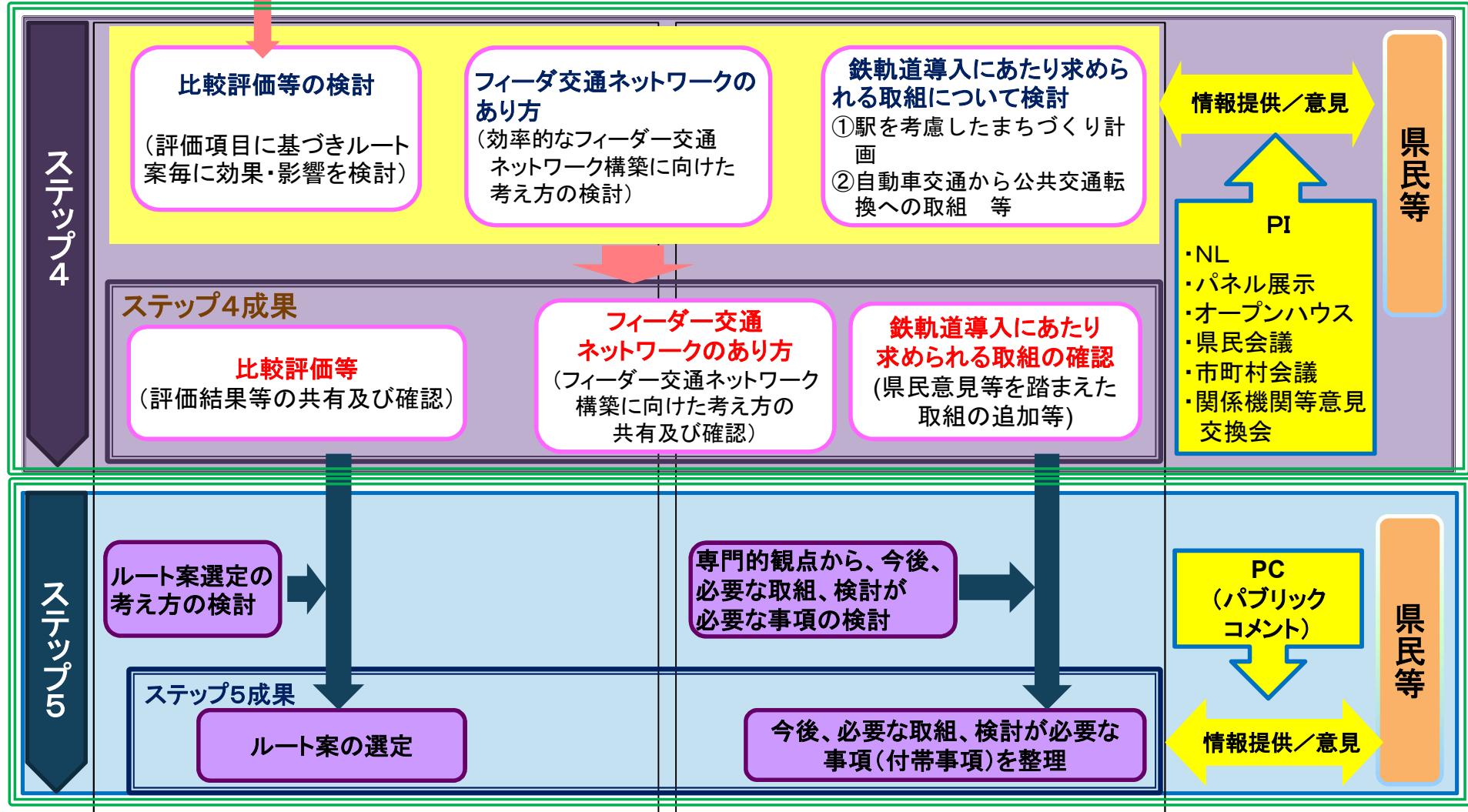
- ・比較評価を踏まえた計画案の選定

5 構想段階のステップ4以降の検討において整理すべき事項

- ・構想段階は、公益的な観点から計画の必要性や計画の基本の方針（概ねのルート等）について議論を行う段階であることから、ルート選定にあたっては、専門的視点と併せて、鉄軌道導入に対し県民が期待・懸念する事項についても留意しつつ、下図のとおり進める必要がある。
- ・なお、計画段階においては、構想段階で絞り込まれた案について、事業化判断を行うための詳細検討を行っていくことから、構想段階では、事業化に向けた課題を抽出し、計画段階以降の検討事項・課題を明確化し、計画段階以降の効率的・効果的な検討につなげていくことが重要である。

6 構想段階における今後の進め方

	鉄軌道概略計画	その他検討事項
ステップ3	<p>ルート7案を設定 (県民意見を踏まえ3案を追加)</p> <p>鉄軌道導入の 効果・影響 (乗換負担等)</p>	
		5



※凡例

- : 技術及び計画検討委員会による審議事項
- : 計画検討委員会による審議事項
- : プロセス運営委員会において検討の進め方や情報提供のあり方等について助言

※技術検討委員会では、交通工学、施工性、環境等技術的観点から比較評価等を行い、計画検討委員会ではこれら比較評価結果や技術的観点からの留意事項等を踏まえつつ、交通政策、観光振興、経済振興等総合的観点からルート案選定の考え方や今後必要な取組、検討が必要な事項について検討を行っていくことになる。なお、プロセス運営委員会は、これら技術及び計画検討委員会の検討の進め方や県民等への情報提供のあり方等について助言等を行い、適切な検討プロセスを促すこととしている。

参考

沖縄鉄軌道の計画案 検討プロセスと体制のあり方 (抜粋)

平成27年1月
沖縄県

5 体制の在り方

5-1 本検討に必要な役割

【計画決定】(計画決定主体:知事)

- 県計画案の最終意思決定を行う。決定には行政上の責任を伴う。

【計画検討】(計画策定主体:沖縄県)

- 計画策定プロセスの実施主体は、計画検討ステップ毎に検討を進め、ステップ毎の検討結果を踏まえて県計画案の選定について総合的に判断する。

【計画策定主体を支える役割】

■ 技術・専門的検討(計画検討委員会、技術検討委員会)

- 計画検討において必要な技術・専門的内容について検討する

■ 県民等の参画促進(事務局:県)

- 県民等への情報提供を行うとともに、そのニーズを把握

■ プロセス監視助言(プロセス運営委員会)

- 計画策定プロセスが適切に進行するよう、検討やコミュニケーションの進め方について監視・助言する

5-2 検討に必要な組織

計画決定

- ・計画案の最終決定

知事

計画検討 委員会

- ・計画内容について総合的観点から検討
- ・事務局の検討内容・結果について交通政策、観光振興、経済振興等の総合的観点から検討を行い、適切な計画検討を促す。

交通政策、観光、経済等の学識経験者で構成【事務局：県】

技術検討 委員会

- ・各ステップの検討に必要な技術専門的判断材料を提供
- ・交通工学、施工性、環境等技術的観点から検討を行うとともに、適切な技術専門的検討を促す

交通計画、都市計画、環境などの学識経験者で構成【事務局：県】

コミュニケーション

- ・市町村や県民、関係者が各ステップの検討に必要な材料を、県民等のニーズを把握して提供
- ・市町村や県民、関係者との情報共有

市町村／県民／関係者【事務局：県】

プロセス 運営委員会

- ・検討プロセスについて、監視・助言、運営管理を行い、適切なプロセスを促す

PIや行政法等の学識経験者等で構成【事務局：県】

5-3 計画案策定体制

